

審査請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都/道/府/県 知事 〇〇 〇〇 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

審査請求人 〇〇 〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

処分庁 〇〇市/町/村 長 〇〇 〇〇

第1 審査請求の趣旨

〇〇市/町/村長が〇〇年〇〇月〇〇日付で審査請求人に対してした、医療費・医療手当の不支給決定の処分（文書番号〇〇〇〇第〇〇号）を取り消すとの裁決を求める。

第2 審査請求の理由

1 審査請求に係る処分の内容

〇〇市/町/村長が〇〇年〇〇月〇〇日付で審査請求人に対してした、医療費・医療手当の不支給決定の処分（文書番号〇〇〇〇第〇〇号）

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 審査請求の理由

〇〇市/町/村長は、疾病・障害認定審査会の審議結果及び厚生労働大臣の認定を根拠に、「予防接種と疾病等との因果関係について否定する論拠がある。」ことを否認理由として、医療費・医療手当の不支給決定をした。

しかし、本件は疾病・障害認定審査会の審査基準または白木四原則に沿って検討すれば因果関係を高度の蓋然性をもって認定すべきであるから、因果関係の認定を誤った結果なされた不支給決定は違法である。

また、本件は接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合であるから、公表された疾病・障害認定審査会の審査方針に反して因果関係を認定しなかった結果なされた不支給決定は違法または不当である。

- (1) ワクチン接種と予防接種事故とが、時間的、空間的に密接していること（疾病・障害認定審査会の審査基準、白木四原則）
…
- (2) 他に原因となるべきものが考えられないこと（疾病・障害認定審査会の審査基準、白木四原則）
…
- (3) 事故発生のメカニズムが実験・病理・臨床等の観点から見て、科学的、学問的に実証性があること（疾病・障害認定審査会の審査基準、白木四原則）
…
- (4) 副反応の程度が他の原因不明のものによるよりも質量的に非常に強いこと（白木四原則）

…

(※以上の(1)～(4)については医師の意見や診療記録に依拠して書くのが望ましい)

- (5) 疾病・障害認定審査会の審査基準または白木四原則に沿って検討すれば因果関係を認定すべきである

…

上記のとおり、疾病・障害認定審査会の審査基準または白木四原則に沿って検討すれば、本件では高度の蓋然性をもって因果関係を認定できる。

因果関係の認定を誤った結果なされた不支給決定は、予防接種法が救済を予定した健康被害者への救済を拒むものであり、違法である。

- (6) 公表された疾病・障害認定審査会の審査方針によれば、「接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合」にも因果関係を認定すべきである

公表された疾病・障害認定審査会の審査方針によれば、予防接種と副反応である疾病等との因果関係については、

「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする」

との方針で審査が行われている。

これは、裁判上の事実認定における「証明度の軽減」に相当するものと考えられる。

本件では、前記(1)～(5)のとおり、高度の蓋然性をもって因果関係を認定するに足りると考えるが、少なくとも「接種後の症状が予

「防接種によって起こることを否定できない場合」には該当する。

公表された疾病・障害認定審査会の審査方針に反して因果関係を認定しなかった結果なされた不支給決定は、予防接種法が救済を予定した健康被害者への救済を拒むものとして違法または少なくとも不当である。

(7) 処分庁の具体的な否認理由に対する反論

…

(※個別のケースごとの検討が必要。この時点では否認理由の詳細が分からず、判明してからおって反論する、とせざるを得ない場合も多いと思われる)

4 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、（審査庁）に審査請求をすることができます」との教示があった。

5 添付書類及び証拠書類等

(1) 添付書類

…

(2) 証拠書類等

…